

埼玉県県有資産マネジメント会議設置要綱

平成18年9月25日

知 事 決 裁

(県有資産マネジメント会議の設置)

第1条 部局単位の責任体制で管理する県有資産（土地、建物及び工作物に限る。）を経営的視点から総合的かつ一元的に統括し、資産売却の加速化による歳入確保、資産取得の適正化、低利用資産の活用、施設整備の効率化及び徹底した維持管理経費の合理化と縮減を図るため、県有資産マネジメント会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の組織)

第2条 会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は知事、副議長は副知事（総務部を所掌する副知事）をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第3条 会議は、議長が主催し、議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ庁内関係部局、有識者等の出席を求めることができる。

(会議の協議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 県有資産の統括マネジメントの方針に関すること。
- (2) 県有資産の統括管理及び運用に係る重要事項に関すること。

(県有資産マネジメント検討委員会の設置)

第5条 会議から指示された事項及び第8条に定める事項を専門的かつ集中的に検討するため、県有資産マネジメント検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、別表2に掲げる職員で構成する。

- 2 委員長は総務部人財政策局長、副委員長は総務部管財課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、委員会の運営上必要な検討を行うために、庁内関係課所室で構成するワーキンググループを設置することができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が主催し、議長となる。

2 委員会は、検討に係る資産を所掌する課所室長のほか、必要に応じ庁内関係課所室、有識者等の参加を求めることができる。

(委員会の検討事項)

第8条 委員会は、県有資産に関し、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 資産（道路及び河川を除く。）の処分に関する事
- (2) 資産の有効活用に関する事
- (3) 資産の長寿命化、コスト縮減に関する事
- (4) 県有資産総合管理方針に関する事
- (5) その他ファシリティマネジメントの推進に関する事

(事務局)

第9条 会議及び委員会の事務局は、総務部管財課とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (県有資産マネジメント会議構成員)

議 長	知事
副 議 長	総務部を所掌する副知事
構 成 員	副知事
構 成 員	副知事
構 成 員	警察本部長
構 成 員	公営企業管理者
構 成 員	下水道事業管理者
構 成 員	教育長
構 成 員	知事室長
構 成 員	企画財政部長
構 成 員	総務部長
構 成 員	県民生活部長
構 成 員	危機管理防災部長
構 成 員	環境部長
構 成 員	福祉部長
構 成 員	保健医療部長
構 成 員	産業労働部長
構 成 員	農林部長
構 成 員	県土整備部長
構 成 員	都市整備部長
構 成 員	会計管理者

別表 2 (県有資産マネジメント検討委員会委員)

委員長	総務部人財政策局長
副委員長	総務部管財課長
委員	企画財政部財政課長
委員	企画財政部行政・デジタル改革課長
委員	県民生活部県民広聴課長
委員	危機管理防災部危機管理課長
委員	環境部環境政策課長
委員	福祉部福祉政策課長
委員	保健医療部保健医療政策課長
委員	産業労働部産業労働政策課長
委員	農林部農業政策課長
委員	県土整備部県土整備政策課長
委員	都市整備部都市整備政策課長
委員	都市整備部営繕課長
委員	都市整備部設備課長
委員	企業局財務課長
委員	下水道局下水道管理課長
委員	教育局教育総務部財務課長
委員	警察本部総務部施設課長